

川崎市川崎駅周辺地区基本構想改定の概要

1. 経緯

平成27年12月10日作成

平成27年12月31日公表

2. 川崎市の概要

人口：	1,477,802人	(平成28年3月末現在)
世帯数：	692,741世帯	(平成28年3月末現在)
面積：	144.35km ²	(平成28年3月末現在)
高齢者数：	269,609人	(平成26年10月末現在)
身体障害者数：	35,685人	(平成26年3月末現在)

3. 旅客施設及び重点整備地区

(1) 旅客施設

JR川崎駅	： 1日平均利用者数 408,306人	(平成26年度)
京急川崎駅	： 1日平均利用者数 120,030人	(平成26年度)

(2) 重点整備地区

主な施設：川崎市役所、川崎区総合庁舎、教育文化会館、県立川崎図書館、ラゾーナ川崎プラザ、ミュージア川崎シンフォニーホール、東芝未来科学館 等

概要

- ・川崎駅周辺には、駅から500m圏内に行政施設、文化施設、商業施設等が多く存在する。
- ・川崎駅周辺は、本市において、広域的な都市拠点である「広域拠点」に位置づけられている。
- ・川崎駅周辺地区は羽田空港からの一定のアクセス性を踏まえると、国内外の来街者等を集客しやすく都市拠点としての優位性が高まっていることから、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、早期に構想改定を行う必要がある。

4. 基本構想（改定）の特徴

（１）改定の基本的な考え方

- ・川崎駅周辺地区においては、平成 16 年度に旧交通バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想を策定し、鉄道駅及び高齢者や障害者等の不特定多数の利用が考えられる公共的施設を結ぶ経路についてバリアフリー化の取組を進め、概ね事業が完了している。
- ・平成 18 年度の新法制定を踏まえ、バリアフリー基本構想の内容を継承しつつ、新たに施設間を結ぶ経路の追加や建築物特定事業の追加を行う。
- ・また、すでに構想に位置づけられている経路等については、その管理状態やバリアフリー化による利便性等を踏まえ、必要なバリアフリー化の事業を追加する。

（２）目的施設の設定

- ・高齢者や障害者等が日常的に利用する施設のうち、鉄道・駅を利用して施設に行く人が多く、駅から徒歩圏内（概ね 500m 圏）にあって、駅から施設までは徒歩で行く場合が多く、不特定多数の人の利用ニーズが高い施設を『目的施設』として設定する。
- ・このうち、駅と当該施設、または当該施設間を結ぶ経路について、特にバリアフリー化の必要性が高い施設を、バリアフリー法に基づく『生活関連施設』とする。
- ・構想改定にあたり、既存構想を策定した後に整備された施設のうち、上記に該当する施設を新たに追加する。

（３）経路の設定

- ・目的施設の分布から見て、駅を中心とした大まかな方向別に歩行者の主動線となる経路、あるいは、これらの主動線を相互に結び、高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が多く利用する経路を、バリアフリー化の整備を行う『バリアフリー経路』として設定する。
- ・このうち、駅と生活関連施設を結ぶ経路、生活関連施設相互を結ぶ経路をバリアフリー法に基づく『生活関連経路』とする。
- ・構想改定にあたり、追加した目的施設までの経路や目的施設間を結ぶ経路を新たに追加する。

5. 事業の概要

(1) 既存の構想で指定された経路・施設等における事業

- ・既存のバリアフリー基本構想に位置づけられた事業は、以下に示すとおりである。
- ・川崎駅や歩道等のバリアフリー化の事業は概ね完了している。放置自転車等への対策などについては、今後も継続して取り組んでいく。

種別	対象	事業内容	事業者	実施目標
公共交通に関する事業	J R川崎駅	券売機蹴込みの改善	東日本旅客鉄道(株)	平成 29 年度
	京急川崎駅	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	京浜急行電鉄(株)	平成 27 年度
道路に関する事業	経路 3	駐車スペースの確保・放置自転車対策	国土交通省 川崎市	平成 27 年度

(2) 新たに追加する特定事業等

- ・重点整備地区の区域内において実施するバリアフリー化に向けた事業を以下に示す。
- ・ここに特定事業等として示された事業内容について、各施設管理者は特定事業計画を作成し、バリアフリー法に基づく基本方針に定められている平成 3 2 年度までを目標として、事業を実施するものとする。

追加した経路・施設等における特定事業

種別	対象	事業内容	事業者	実施目標
道路特定事業	経路 13	歩道すりつけ部段差の改善	川崎市	平成 32 年度
	経路 15	歩道すりつけ部段差の改善		平成 32 年度
	経路 17	視覚障害者誘導用ブロックの敷設		平成 28 年度
	経路 19	視覚障害者誘導用ブロックの敷設		平成 29 年度
都市公園特定事業	稲毛公園	多目的トイレの改修		平成 28 年度

6. 利用者の意見の反映

(1) 策定組織への参画

- ・基本構想の策定にあたって、川崎市バリアフリーのまちづくり連絡調整会議（2回）及び川崎駅周辺地区まち歩き点検部会（2回）を開催し、以下に示す団体メンバーの参画により検討を行った。
 - 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
 - 川崎市福祉サービス協議会
 - 川崎市身体障害者協会
 - 川崎市肢体不自由児者父母の会連合会
 - 川崎市育成会手を結ぶ親の会
 - 川崎市育成会手を結ぶ親の会（大師支部・幸支部）
 - 川崎市老人クラブ連合会
 - 川崎市ろう者協会
 - 川崎市視覚障害者福祉協会
 - 川崎市視覚障害者福祉協会川崎区支部
 - 川崎市肢体障害者協会中央支部
 - 川崎市中途・失調・難聴者協会
 - 幸区肢体不自由児者父母の会
 - 地域子育て支援センターむかい
 - グループふわふわ
 - 川崎市国際交流協会

(2) ワークショップの実施

- ・高齢者、障害者をはじめとする市民の方々、事業者、その他関係者の参加のもと、まち歩き点検により重点整備地区における具体的な問題点や課題を把握するとともに、点検結果を踏まえ、ワークショップにおいて問題点に対する対応策やバリアフリー化を行う経路等の検討を行った。

(川崎駅周辺地区バリアフリー基本構想改定)

- 第1回（平成27年 9月29日）：まち歩き点検・ワークショップ、参加者数28名
- 第2回（平成27年11月27日）：点検等を踏まえた構想の改定素案について協議、参加者数22名

(3) 反映された主な事項

- ・市民の意見をもとに特定事業等全般について事業内容を決定している。
- ・バリアフリーのまちづくり連絡調整会議やバリアフリーまち歩き点検部会を開催する中で目的施設や経路の追加を行った。

7. 法第25条第8項に定められている関係する機関の協議

(1) 公共交通事業者

協議相手機関	協議成立年月日
東日本旅客鉄道(株)	平成27年 12月10日
京浜急行電鉄(株)	平成27年 12月10日

(2) 道路管理者

協議相手機関	協議成立年月日
横浜国道事務所	平成27年 12月10日
建設緑政局	平成27年 12月10日
川崎区役所	平成27年 12月10日

(3) 公安委員会

協議相手機関	協議成立年月日
川崎警察署	平成27年 12月10日

8. その他

- ・道路特定事業等による特定経路等のバリアフリー化に加えて、これらの経路沿道の建築物・施設については、川崎市福祉のまちづくり条例の整備基準等に基づいたバリアフリー化と相互に調整を図りつつ、一体的にバリアフリー化を推進する。
- ・特定事業等に位置づけられなかった整備課題については、重点整備地区のバリアフリー化実現のため、今後長期的視点に立った検討を進めていく。